



保険年金課からのお知らせ

◎後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直すことになっています。このたび、令和6・7年度の保険料率と令和6年度の軽減措置を決定しましたのでお知らせします。また、7月中旬に被保険者のみなさんに、保険料額決定通知書・納入通知書を郵送します。

■令和6・7年度の保険料率

◎均等割額 57,012円 ◎所得割率 11.52% (注1)

(注1) 令和6年度は、令和5年度中の基礎控除後の所得金額が58万円を超えない場合は、所得割率が10.71%となります。

●保険料の上限額は80万円(注2)です

(注2) 令和6年度は、生年月日が昭和24年3月31日以前の人等は、上限額が73万円となります。

〈保険料の計算方法〉

保険料 = 所得割額 + 均等割額

所得割額 = (前年中の所得金額 - 基礎控除額 43万円(注3)) × 所得割率

(注3) 合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

■令和6年度軽減措置

① 令和5年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計額に応じて「均等割額(57,012円)」が次のとおり軽減されます。

軽減割合	令和5年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計額
7割軽減	43万円以下の世帯
5割軽減	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯

※ 被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合「10万円 × (年金または給与所得者の数 - 1)」を加えた金額になります。

なお、以下のいずれかの条件を満たす人を、年金または給与所得者の数としてカウントします。

- 給与専従者収入額を減算後の給与収入額が55万円を超える
- 令和6年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える
- 令和6年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える

② 会社などの健康保険の被扶養者になっていた人は、所得割額の負担はありません。均等割額は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減されます。

◎国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)、後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日(水)です。新しい保険証は7月中旬ごろ簡易書留で郵送します。有効期限が切れた保険証は各自で処分してください。なお、保険料の未納期間が一定以上ある人は個別にお知らせします。

国民健康保険年金課高齢医療係 (082-1179) (082-1209)